

参議院議員通常選挙における不在者投票の方法

第 27 回参議院議員通常選挙が行われます。

仕事や旅行、学業などで選挙期間中、南牧村を留守にし、期日前投票や当日投票所へ投票に行けない方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

【不在者投票の手順】

1. 南牧村選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。

「不在者投票の投票用紙等の請求書兼宣誓書」に記入をし、直接または郵送にて、南牧村選挙管理委員会に投票用紙等の請求を行ってください。(FAX や電子メールでは請求できません。)

【郵送先】

〒384-1302

長野県南佐久郡南牧村海ノ口 1051 番地

南牧村役場 総務課内 南牧村選挙管理委員会

TEL 0267-96-2211

2. 投票用紙、投票用封筒(外封筒・内封筒)、不在者投票証明書を交付します。

不在者投票の投票用紙等の請求がありましたら、滞在先の住所(投票用紙の送付先)に投票用紙等の書類をお送りします。

3. 交付された投票用紙等の書類を持って、滞在先の選挙管理委員会に行き、選挙管理委員会が指定する不在者投票所で投票を行ってください。

お送りする書類の中には「開封厳禁」と封緘された透明封筒が入っています。ご自身では絶対に開封しないでください。(開封すると投票ができません。)

また、滞在先の選挙管理委員会で行った不在者投票は、選挙期日に南牧村選挙管理委員会(開票管理者)に届かないと無効となってしまいますので、日程に余裕をもって不在者投票を行ってください。

4. 不在者投票ができる期間等

参議院議員通常選挙の場合、全国で選挙が行われていますので、公示日の翌日から選挙期日の前日までの、午前 8 時 30 分から午後 8 時までの間、不在者投票が可能です。(土・日・祝日も含む。)

5. 特にご留意いただきたいこと

不在者投票は、投票用紙等を請求していただいたから投票が完了するまで、投票用紙等の書類のやり取りを郵便で行うため時間を要します。不在者投票をする場合には、早めの手続きをお願いします。